

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

本資料は、今後適用が開始される法令及び会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表です。以下の事項に留意した上で、有価証券報告書の作成にご活用ください。

- ・〇年〇月期とは、〇年〇月末日を連結決算日とする連結会計年度（1年間）を指しています。
- ・法令（別記事業に関するものは除く。）並びに企業会計基準委員会が公表した会計基準、適用指針及び実務対応報告を掲載しています。
- ・指定国際会計基準又は修正国際基準に関連する法令等は除いています。

〔2020 年 6 月 30 日現在〕

項目		2020 年（令和 2 年）										2021 年（令和 3 年）													
		法令		会計基準・適用指針・実務対応報告		4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10 月期	11 月期	12 月期	1 月期	2 月期	3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10 月期	
金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言等を踏まえた改正																									
企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第3号）（2019年1月31日）		—		適用（注1）																					
「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の改正																									
—		「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号） 「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号）（2018年9月14日）		原則適用（注2）																					
「企業結合に関する会計基準」等の改正																									
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（内閣府令第27号）（2019年4月26日）		「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号） 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）（2019年1月16日）		原則適用																					
「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の改正																									
—		「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）（2019年6月28日）		原則適用																					
「時価の算定に関する会計基準」等の公表																									
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第9号 2020年3月6日）		「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号） 「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号） 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号） 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号） 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）（2019年7月4日）		早期適用（注3）																					
「収益認識に関する会計基準」等の公表及び改正（注4）																									
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第29号 2018年6月8日）		「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号） 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）（2018年3月30日）		早期適用（注5）																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第46号 2020年6月12日）		「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号） 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号） 「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号） 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号） 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）（2020年3月31日）		早期適用（注6）																					
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の公表（注4）																									
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第46号 2020年6月12日）		「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）（2020年3月31日）		早期適用										原則適用											
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正（注4）																									
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第46号 2020年6月12日）		「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号）（2020年3月31日）		早期適用										原則適用											
「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の公表																									
—		「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）（2020年3月31日）		原則適用																					

注1. 本改正による項目ごとの適用時期については、別紙をご覧ください。

注2. 2019年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用するとされています。ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度の期首又は在外子会社等が初めて国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用するとされています。

注3. 2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本会計基準を適用することができるとされています。また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるとされています。

注4. 適用時期等の内容については、Web セミナー（[ASBJ オープン・セミナー](#)）も併せてご覧ください。

注5. 引き続き、2021年3月31日以前に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとされています（「収益認識に関する会計基準」（2020年3月31日）等を適用している場合を除く。）。

注6. 2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本会計基準を適用することができるとされています。これに加えて、2020年4月1日に終了する連結会計年度及び事業年度から2021年3月30日に終了する連結会計年度及び事業年度までにおける年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるとされています。